

④ 進路委員会

令和7年10月7日

1 経過報告

8月8日(金) 三河校長会理事会・評議員会・懇談会	岡崎 NGH
22日(金) 私学展(～23日)	吹上ホール
25日(月) 県立高校中高連絡会(西三東) AM	岡崎市役所分館
県立高校中高連絡会(東三河) AM	ライフポート豊橋
26日(火) 県立高校中高連絡会(西三北) AM	豊田市教職員会館
県立高校中高連絡会(西三南) PM	刈谷市社会教育センター
9月2日(火) 愛知県名古屋市合同進路委員会④	県教育会館
9日(火) 私学合同説明会<名古屋地区①>	名古屋市教育センター
10日(水) 私学合同説明会<名古屋地区②>	名古屋市教育センター
11日(木) 私学合同説明会<名古屋地区③>	名古屋市教育センター
12日(金) 愛知県進路指導中高連絡会①	県教育会館
三河進路委員会④	ホテルアソシア豊橋
13日(土) 専修学校展	ナディアパーク
16日(火) 私学合同説明会<西三河地区①>	岡崎竜美丘会館
17日(水) 私学合同説明会<西三河地区②>	岡崎竜美丘会館
19日(金) 私学合同説明会<東三河地区>	ロワジールホテル豊橋
24日(水) 公私連絡会②	名古屋ガーデンパレス
26日(金) 専修合同説明会①	名古屋市教育センター
30日(火) 専修合同説明会②	名古屋市教育センター
10月7日(火) 三河校長会理事会都市代表者会	竜美丘会館

2 連絡事項

(1) 第4回合同進路委員会より

- 各種関連団体との懇談会及び連絡会、協議会等の報告
愛知県教育委員会(高等学校教育課・特別支援教育課)、愛知県私学協会
愛知県専修学校各種学校連合会、愛知県労働局、公私連絡会
- R8年度、私学合同説明会の日程について
 - ・9月8日(火)～10日(木) 名古屋尾張地区私学合同説明会(名古屋市教育センター)
 - ・9月15日(火)～16日(水) 西三河地区私学合同説明会(竜美丘会館) 予備日24日(木)
 - ・9月18日(金) 東三河地区私学合同説明会(ロワジールホテル豊橋) 予備日24日(木)
- 専修学校(高等課程)の推薦合格者の他校受験及び、一般受験について
 - ・専修学校高等課程推薦合格者について：校長が推薦した以上、他校受験は控える。
 - ・専修学校高等課程一般合格者で公立不合格者について：公立2次募集を受検する場合は、必ず該当校に連絡をすること。
- 令和7年度公立高等学校入試の推薦選抜(ア推薦)について
 - ・部活動等についての努力のプロセスについて評価する文言は削除する。
- 県立の高等学校、特別支援学校高等部におけるパソコンやタブレット端末の自己準備について

○愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議について

・調査書情報の登録事項の変更

→「性別」「行動の記録」「出欠の記録」の削除（令和9年度入試より）

・外国人生徒等にかかる入学者選抜の定員枠の変更

→5%以上とし、高等学校長が定める。（令和8年度入試より）

○学力検査問題の使用フォントをUDフォントへの変更について

○広域通信制高校への対応について

○Web出願システム全県試行について

○キャリアサポート「職業レディネス・テスト」職場体験の事前学習等での活用促進を

検査手数料：90円

（2）令和7年度愛知県進路指導中高連絡会（県公立高等学校長会との連絡会）

資料1

○令和7年9月12日（金）10:00 県教育会館 7階

参加者 高等学校側 会長 副会長 理事 合計27名

中学校側 県・市長 県・市顧問 地域代表（名・尾・三）3名

進路委員会委員（3地区委員長と副委員長）6名 合計13名

○概要

・要望書の内容についていずれも前向きに検討し、対応していく。

・体験入学の当日欠席の対応について

（出欠の確認が取れない生徒には高校から連絡をする。欠席連絡を確実に行う指導を）

・推薦選抜と特色選抜（求める生徒）の違いの明確化について

・学校外のクラブ活動の調査書、推薦書への明記について（正式なクラブ名、大会名の記載）

・公立高校進学フェアの参加者数の概要

名古屋会場7,330人（6,202）、豊橋会場561人（547）、刈谷会場は1,433人（1,563）

参加者には好評であった。

（3）令和7年度 第2回 私学協会三河部との懇談会

資料2

○私学協会からの要望に対する回答（郡市町代表から中学校長へ配布）

・国の就学支援金及び県の授業料等軽減補助金制度の周知

・三河の生徒は三河私学へ（特待も推薦・一般も）

・高校説明への生徒及び先生の参加、中学校の説明会への私学の参加

・指導上配慮を必要とする生徒の適切な情報提供

○R8年度入学者選抜 生徒募集数

三河私学合計4,326名（-15名）

※西三河7校：2,575名（-19）、東三河5校：1,751名（+4）

3 今後の予定

10月8日（水）公立高校入学者選抜実施要項説明会〈名古屋〉 名古屋市教育館

14日（火）公立高校入学者選抜実施要項説明会〈尾張〉 三の丸庁舎

15日（水）公立高校入学者選抜実施要項説明会〈三河〉 西三河総合庁舎

11月6日（木）愛知県名古屋市合同進路委員会⑤ 県教育会館

7日（金）三河校長会理事会郡市代表者会 竜美丘会館

11日（火）三河進路委員会⑤ 三河教育会館

令和7年度 愛知県進路指導中高連絡会

愛知県・名古屋市小中学校長会 合同進路委員会

1 学校案内及び入試説明会について

- (1) 高等学校が実施する学校説明会や入試説明会は、多くの中学校に案内を出していただきますようお願いいたします。
- (2) 学校案内は、新年度が始まりましたら可能な限り早く届けていただきますようお願いいたします。

2 体験入学・学校見学会について

- (1) 2学期での開催や複数回の開催など参加機会の拡大をお願いします。また、愛知県中学校総合体育大会及び予選会が集中する時期をできるだけ避けていただくようお願いいたします。
- (2) 申込期日に余裕をもたせ、希望者全員が参加できるようお願いします。また、参加者を絞り込むために、中学校経由で「人数制限」や「先着順での受付」をすることがないように引き続きお願いします。
- (3) 持ち物について、タブレットやスマホを持参する指示は行わないようにお願いします。
- (4) Webによる個人申込の導入を進めていただきありがとうございます。Web 申込ではなく、中学校を通して紙の申込書を使用する場合は、「共通様式」を引き続き利用していただきますようお願いいたします。
- (5) 実施日時と申込締切日に加え、申込開始日についても、年度当初に県教委のHPに掲載していただき感謝申し上げます。日時の変更ができるだけないよう実施計画の作成をお願いします。変更の場合は、速やかに県教委に連絡し中学校に伝わるようにしていただきますようお願いいたします。
- (6) 中学校の授業日(長期休業中以外の平日)に実施しないよう、中学校の教育活動への配慮をお願いします。また、教員を対象とする場合は、愛知県の「会議・行事を行わない日」及び名古屋市の「学校閉庁日」を踏まえた計画をお願いします。
- (7) 体験入学等の実施に関する申し合わせ(南海トラフ地震臨時情報、熱中症特別警戒アラート)について、対応の確認をお願いします。

3 入試に関する事務等について

- (1) 推薦選抜について、実施要項には選抜基準をできる限り具体的に表現していただくとともに、体験入学、部活動の練習会での勧誘、競技関係者などによる事前勧誘等のないようお願いいたします。
- (2) 特色選抜について、求める生徒像を明確にしてくださいとともに、それに適した内容で入学検査や面接を実施していただくなど、推薦選抜や一般選抜との違いが生徒・保護者や中学校にとって明確になるようお願いいたします。
- (3) 面接及び特別検査日の指定集合時刻の通知を、可能な限り早い時期に明示いただきますようお願いいたします。
- (4) 合格者発表後の高等学校への登校日時を、地区ごとに集約いただき、ありがとうございます。今後も取りまとめとともに、可能な限り早めにお知らせいただきますようお願いいたします。また、登校日を授業日(卒業式前の平日)に実施しないよう、中学校の教育活動への配慮をお願いします。

4 受検上の配慮について

- (1) 障害等のある生徒の受検上の配慮について、これまで同様、該当の中学校と十分な情報交換を行いながら進めていただきますようお願いいたします。
- (2) 感染症等本人に帰責されない事由のために受検機会が失われないよう、当日の別室受検等、引き続き生徒の状況に応じた柔軟な対応をお願いします。
- (3) 今年度も引き続き、入試当日朝の、中学校から高校への連絡へのご対応をお願いします。

令和 7 年 9 月 1 2 日

愛知県私学協会三河支部長 寺部 暁 様

三河小中学校長会 会 長 加藤 嘉一
三河進路委員会 委員長 山中 剛

「愛知県私学協会三河支部から中学校に対する要望」に対する回答

三河校長会進路指導委員会より、中学校教育及び進路指導の充実のため、中学校卒業生の私立高等学校への進学についての要望をさせていただいております。その一つ一つに対して、真摯に受け止めていただき、関係校への周知等適切な対応をしていただくと同時に丁寧にご回答いただいておりますことに感謝申し上げます。

このたび一層の連携を深めるため、中学校に対しても愛知県私学協会三河支部からご要望をいただきました。ご要望の趣旨を十分に理解し、確認と検討をさせていただいた結果、以下のようにご回答させていただくと同時に各中学校長に周知させていただきます。

<協会からの改善要望と質問に対する回答>

- (1) 国の就学支援金と県の授業料等軽減補助金を合わせた額は年々充実し、2025年度は甲【年収720万円未満程度】は月額37,100円、乙【年収840万円未満程度】は月額18,600円、【年収840万円以上】は「高校生等臨時支援金」月額9,900円となりました。また、入学納付金補助金は、甲は200,000円、乙は100,000円です。さらに、非課税の世帯においては授業料以外の教育費負担を軽減する為の奨学給付金制度があります。生徒及び保護者への周知徹底をお願い申し上げます。

高校進学にかかる費用については、保護者の大きな関心事です。国の就学支援金と県の授業料等軽減補助金、教育費負担を軽減するための奨学給付金制度等の周知徹底につきましては、愛知県や私学協会からの資料をすべての家庭に配付するとともに、進路説明会や懇談会等の場面で保護者及び生徒に対して確実に説明を行い、個別の進路希望に対応するように各中学校に周知徹底します。

- (2) 公私比率 2 対 1 に基づき、毎年度県教育委員会と協議して各私立高校の募集数が決まっています。この各私立高校の募集数が実現できますように、三河地区の私立高校の特色と実績を生徒及び保護者にご紹介していただき、三河地区の生徒はできるだけ三河地区の私立高校へと推薦していただきますようお願い申し上げます。

通学の利便性等に加え、三河地区の私立高等学校は素晴らしい特色と実績があります。これらを紹介するためにパンフレットの配付や高校説明会、学級活動等の場面で生徒及び保護者に紹介するよう周知します。

- (3) 私立高校主催の学校見学会・体験入学等の開催案内につきまして、生徒及び保護者への周知徹底をお願い申し上げます。

生徒及び保護者には、進学や受験の希望がある高校には必ず学校見学会や体験入学等に参加するように指導しています。学校見学会・体験入学一覧表を配付し、進路指導日より等を使って情報提供をします。ご要望を踏まえ各郡市の進路指導委員会においても一層の周知徹底に取り組むよう働きかけるとともに、各中学校を通して教職員に周知して意識を高めていきたいと思っております。

- (4) 三河地区の私立高校の文化とスポーツの振興のために、優秀な生徒を三河地区の私立高校へ推薦していただきますようお願い申し上げます。

三河地区の子は、地元の三河で活躍し、さらに成長してほしいと願っています。私学協会三河支部の要望を各中学校へも周知します。そのうえで、生徒及び保護者の希望を尊重しながら、生徒にとってよりよい進路選択ができるように丁寧に相談を進め、三河支部の高校と緊密に連携を図るよう各中学校へ周知します。

- (5) 私立高校主催の教育連絡会・体験入学・学校見学会開催の折には、中学校の先生方につきましても是非ご来校いただきますようお願い申し上げます。

経験の浅い教員を中心に、教育連絡会・体験入学・学校見学会にできるだけ参加するように周知します。ただ、授業や部活動の指導や働き方改革の課題等があり、校長が休日の参加を指示することが難しい現状がありますことをご承知おきください。

- (6) 生徒及び保護者が公立高校の入試制度をより一層正確に理解していただけるように、「公立高等学校辞退の自由について」という項目を公立高校入試制度説明資料の中に設けてくださるようお願い申し上げます。

進路選択は受験生にあることを改めて確認し、周知を図ります。今年度の入学者選抜でも、私立一般合格後に公立受検を辞退した生徒や公立合格後に辞退した生徒もおります。中学校現場では、生徒・保護者の希望を最優先に尊重し進路指導を行っております。今後もこれまで通り、公立・私立等を合わせた中で入試日程と進学希望順位を確認し、その希望順位に応じた受験や進学先の選択をするように指導していきます。

- (7) 中学校主催の説明会につきまして、すべての中学校で開催していただけるようお願い申し上げます。

中学校主催の説明会に、私立高校が参加について強い要望のあることは、三河進路委員会を通して、すべての中学校に周知します。多くの中学校が、私立高校の先生もお招きして、高等学校等説明会を開催していると認識しています。1校の説明時間や各校の進学実績等の事情によりすべての三河地区の私立高校に参加をお願いできない場合もありますことをご承知おきください。

- (8) 指導上配慮を必要とする生徒については、入学までにその旨をご連絡くださるようお願い申し上げます。

受験当日についての配慮や支援が必要な生徒の状況に関しては、出願を終えてからではなく、事前相談など、可能な限り早期に中学校での状況や実際の支援等について情報提供をするよう周知してまいります。進学が決まった生徒が安心して入学後の生活を送るためにも、配慮や支援が必要な生徒について、生徒の特性、必要な配慮事項や支援方法等の情報提供は大切であると考えます。進学が決定した際には、できるだけ早い段階で、中学校から高校へ個人情報に配慮しながら可能な限り詳しくその内容について連絡するように周知してまいります。

⑤ 保健体育 校長止め（手持ち資料）

部活動地域展開 各地区の状況まとめ

2025.8.31 現在

	休日の活動	平日の活動	課題
一宮市	R7年度 月3回土日の活動なし(大会は例外) 地域クラブに企業(ニッケ、東邦ガス)も参加。 ・R7年度後期の地域移行クラブ募集開始 8/4～8/22 1・2年生生徒保護者はメールから申込可能。 R8年度 教員として土日は指導しないが、学校として参加する場合は、月1回まで指導してよい。(大会は例外) R8年度 夏の大会以降は地域クラブ、拠点校クラブでの活動 秋の新人大会(支所大会は中小体としては廃止の方向)	R7年度 最大 60 分まで R8年度 勤務時間まで R9年度以降は、基本各校の裁量だが、中学校長会で情報交換をしていく。	今年度の入学説明会で保護者、児童に伝える情報の精査。 例:各地域移行クラブ指導者のR8年度の新入大会への参加の意向の明記や、生徒がR8年度の夏大以降に地域移行クラブ所属しても新人大会から選手として参加が可能かなどの把握。
稲沢市	R8年度2学期以降 教員による休日の部活動は実施しない。部活動指導員が顧問となり、生徒が活動拠点を選択し、複数の中学校の生徒が集まって活動を行う「いな活」がスタート(休日のみ) ・練習日程の周知や出欠確認の部活動アプリを活用(保護者負担)。 ・1拠点につき、2名の部活動指導員を配置予定。 ・参加者は必ずスポーツ保険に入る(保護者負担)。 R7より一部の部活動で実証事業開始。 受け入れ団体 スポーツ課と生涯学習課が窓口	各校で活動時間を設定 勤務時間内で終えている学校もある	本格実施に向けて、拠点予定数に対する部活動指導員の人数が足りていない(種目による偏りがある)。ソフトテニス、バレーボール、卓球が少ないため、部活動指導員の登録を呼びかけている。 受け皿となるスポーツ・文化団体が少ない。
犬山市	・R7年7月まで、第2・4土日の休日合同クラブを実施 ※合同クラブは中小体の大会に参加できる。 ・R7年9月から全ての休日は、休日合同クラブもしくは地域クラブでの活動とする。 ・R7より、学校教育課→スポーツ交流課(元校長1名配属)引き継ぐ ・R8年夏の大会以降は、休日合同クラブや地域クラブごとの出場を目指す。 ・R9年度に完全移行実施予定 ・休日合同クラブ	・R6年10月～R8年7月は、火、水、金の授業後に部活動として活動する。 ・R8年9月以降は、火、水、金の授業後に諸活動として活動する。	・R8年の夏の大会を休日合同クラブで出場するか、学校単位で出場するかは検討中。 ・種目ごとに地域移行の方法や時期が異なっている。 ・一つのクラブから複数チームが参加することは県に確認中。方針が決まっていない。

	休 日 の 活 動	平日の活動	課 題
	・月2回程度実施 市内4中学校を市内ブロックや南北ブロックに分けて実施。 水泳はフロイデ(犬山市のプール)、剣道は犬山武道場で活動。		
江 南 市	R5年5月より、地域クラブ活動が始まり、土日の活動を生徒が選択できるようになった。 R7年度後半より、生徒が地域クラブ活動へ参加しやすくするため、各学校の実情に応じて、学校部活動の上限回数を設定する予定。R6年度より、段階的に上限回数を設定した学校もあり。 R8年9月より、地域クラブ活動がすべて担う予定。教員は一切関わらないが、兼職兼業の申請をして、地域クラブ活動の指導者として関わることも可能。	従来どおり。 日課等を工夫し、勤務時間内に部活動が行えるようにした学校もある。	・R8年9月に向けての取組について、各学校での進捗に差が見られる。生徒目線で考えて、地域クラブ活動に意識が向くように、学校としてできることを確認し、足並みを揃える必要がある。 ・地域クラブ活動になった際、どの範囲でチームを組んで試合等に参加するのか、未定。 ・受益者負担の金額について、未定。現在は1回500円で試行運用中。
岩 倉 市	・岩倉市内の中学校は2校。 ・R6年度9月から柔道・サッカーは合同練習を実施し、サッカーは合同チームとして活動している。(休日は部活動指導員が主体となって指導) ・R7年度4月から拠点校部活動の制度を整備して実施している。 ・R7年度7月から合同練習を他種目でも実施予定。合同チームとして大会等に出場するかは未定。	・現状どおり (種目によっては拠点校部活動を実施)	・地域部活動の運営主体となる独立した事務局が存在しない。 ・地域人材の発掘を学校がしているが、移行までは課題が多い。 ・部活動指導員や部活動サポーターの増員等、地域移行に係る予算の確保。
大 口 町	・学校教育課からの依頼を受け、NPO 法人『ウィル大口スポーツクラブ』が中心となって地域展開を進めていく。 ・土日の活動の受皿となるため、整えるべき環境を検討中。学校での部活動を土日は行わないことを目標としているが、準備期間の最終期限は設定されていない。	・活動方法は従来どおりだが、勤務時間内で終わらせる方法を検討中	・町唯一の中学校であるため、地域クラブの設定種目数、指導者・活動場所の確保など、検討事項がたくさんある。 ・他市町の動向を把握しつつ、本町に適した方策を選択していくという基本姿勢である。

	休日の活動	平日の活動	課題
扶桑町	・R7. 3年生引退までは、部活動指導員のための部活動を段階的に実施。(出欠席・スケジュール管理・連絡等は部活動アプリを活用。)3年生引退後はステップアップ期間として、休日の練習を2中学校が合同で実施していく。 ・R7. 4月より地域クラブとして、ランニングクラブ始動している。(兼職兼業教職員による指導) ・R8. 3年生引退後は、地域クラブとして、休日の練習は受益者負担での活動にしていく。	R7. 3年生引退までは部活動指導員主導による指導方針に切り替え(段階的に)、その後は、横断参加も検討するが、各学校で活動。 夜間の活動も検討	・指導員の登録は、徐々に進んでおり、メンバーの中で、統括指導者を決めて、練習メニュー等を提示し、主導していくことにしている。しかし、種目によっては、指導者が不足していたり、統括指導者の立場の指導者がいなかったりしている。 ・兼職兼業教職員の希望者は少ない。
春日井市	R5年 10 月～市教委の管理下、学校ごとに「地域クラブ活動」開始、教職員が「地域クラブ活動」の指導員になる場合は、兼職兼業届を提出して指導している。生徒には、「地域クラブ活動」に参加するか確認して、活動。「土・日どちらかを休養日としている。」 R6年4月、市教委の管理下、教職員の異動があるため、教職員には「地域クラブ活動」の指導員になるか確認後、兼職兼業で指導している。生徒は、在籍校にやりたい「地域クラブ活動」がない場合は、在籍校以外の近隣の学校の「地域クラブ活動」に参加することが可能になった。また、活動人数が少ない場合は、近隣の学校と合同で「地域クラブ活動」をしている。「土・日どちらかを休養日としている。」 R7年もR6と同様に活動している。 R10 年～、市教委の管理下から外れ、自主運営を目指す。保護者の費用負担が発生する。	これまで通り。 年々下校時間が早くなっている。市内で下校時間の統一はできていない。	「地域クラブ活動」の指導員の殆どが教職員のため、年々「地域クラブ活動」の指導員が減っている。指導員の確保が難しい。 R10 年～、市教委の管理下から外れるため、自主運営が本当にできるか疑問。 平日の部活動については、決まっていないため、次期学習指導要領に「部活動」の記載の有無を注視している。
瀬戸市	R9年9月から土日の部活動を地域に展開していく方向で部活動委員会が立ち上がり、検討を始めた。	市内統一での活動時間の縮減(勤務時間内での活動に近づける)	部活動指導員・外部指導者の増員と予算確保

	休 日 の 活 動	平日の活動	課 題
東 郷 町	R8 年 9 月から休日部活動を廃止 ・当面の間は、学校部活動による中小体連主催の大会や吹奏楽コンクールへの継続参加をめざす。 ・休日に参加できる地域クラブ(民間業者委託)を設置 ・教職員と地域クラブ指導者の双方の力を生かす仕組みをめざす。	これまで通り	種目の選定や委託事業者の選定等、現在 委員会で検討中。
日 進 市	令和9年4月から、上限を月4回程度から月2回へ縮減 大会出場などにより、 やむを得ず月2回を超えて休日部活を行う場合は、別途検討	平日部活存続 大会等への出場は顧問の 引率	令和8年9月～令和9年3月までは移行期 間 部活の縮減は各学校の裁量
長 久 手市	・市内3校で活動するが、種目(陸上、ダンス、バドミントン、水泳、美術、競技かるた)によっては市内のいずれかの中学校で活動。 ・中小体連地区支所大会への参加も、教員の監督、コーチは、リーフラスとの契約をしている教員以外はなし。(教員はベンチ入りできない)	最長17:30まで活動 ・平日の活動については、 従来通り教員が指導して いる。地域移行の計画は あったが、一旦見直し (R10 年度までは)	・リーフラス統括責任者、教員、リーフラスに登録しているコーチの中で情報が共有されていない場面があった。確実に情報が共有されるような方法があるとよい。 ・土日の活動で起こったトラブルに対して、指導を平日に行うとなったとき、現場を見ているわけではないため、芯を捉えた指導をすることが難しい。審判など土日に活動できる教員が減り、支所大会運営が不安。 ・休日等については、問題なく移行できている。 ・平日については、①指導者の確保が難しい。 ②保護者負担増の可能性あり。 ③授業後の活動に制約が出る可能性あり。 とのことで、移行の見直し検討。 ・大会参加時には、従来の学校名入りユニホームで参加している。

	休 日 の 活 動	平日の活動	課 題
北 名 古 屋 市	R6より実証事業(地域クラブ)開始 (剣道、バスケ、サッカー、卓球、テニス、吹奏楽) 種目により月1～3回の実施 R7は上記種目に野球追加。第2・4土日は地域クラブの活動日。 R8以降は国の動向を注視しながら協議	平日は3日。休日は第1・3・5土日のどちらか1日(3時間)の活動。	実証事業として民間から公募しているが、種目が限られている。 参加費用は種目毎に違う。
清 須 市	R6年:児童生徒、保護者、中学校教員にアンケート調査実施。 :清須市部活動検討部会(11月)にてアンケート結果や今後のスケジュールについての確認。 R7年:清須市立中学校部活動検討委員会にて協議(全3回)予定 ※大会前の2週については、土日の2日練習も可とするが、翌平日には休養日を確保する。長期休業中は、土日の活動を行わない。 R8年:地域展開(地域連携)のモデルケースとなるクラブ活動を開始予定 R9年:地域クラブ化の本格稼働予定	週当たり2日(平日に1日、週末のいずれか1日)以上の休養日。 練習時間は平日2時間程度、休業日は3時間程度。	令和8年度には外部指導員の予算がつく予定ということ、令和10年度末にはどの部活動にも土日に外部指導員が入り、教員の休養日をつくるということ以外は実際に検討委員会が6月24日に始まったばかりで、受け皿となる団体、指導者がほぼなく、今後制度設計をしていく予定。その他の課題は以下の通り。 ・生徒、保護者、教員への制度理解と周知 ・個人情報や施設のセキュリティ ・保険、場所、会費(保護者)等の設定 ・ニーズへの対応(技術、エンジョイ)等
豊 山 町	土曜日または日曜日のどちらかで、3時間実施。 ソフトボール部、野球部、吹奏楽部の練習には、顧問に加えて、外部指導員(ボランティア)が協力している。	平日は、週1日休み。 日没時間に合わせた下校時刻(16:25～17:30)まで活動。	R7に部活動地域展開プロジェクトチーム会議が発足。今後、地域展開の方法について検討していく。
豊 明 市	令和7年度について 一部の中学校が種目(ソフトテニス、柔道)を限って、地域移行部活動として活動している(モデル事業)。 今後について 1. 学校部活動から地域クラブ活動への移行について ・地域クラブ活動が令和8年4月から開始される予定。	週3日以内	・支所大会等の大会を運営する上で、教員の手助けが必要である。地域クラブ活動が広がるにつれて、大会運営の在り方を検討していく必要がある。

	休 日 の 活 動	平日の活動	課 題
	・学校部活動は、令和8年8月までに終了予定。 ・生徒の環境変化を緩和するために、令和8年4月から8月は学校教員による指導と地域クラブ活動の指導者による指導の併走期間とする。 2. 地域クラブ活動の実施方法 ・土、日曜日のうち、どちらか3時間程度とする予定。 ・活動への参加は任意。 ・平日に学校部活動で活動しなくても、地域クラブ活動の参加は可能。 ・参加活動費として、負担が発生する。 3. 生徒数減少にともない、拠点校部活動についても検討している。		
尾 張 旭市	・トーホーガスの実証実験が R6 年3学期に実西中で実施、また、R7年2学期より開始。講師の派遣とシステムを構築していく。 ※安定して講師派遣ができるかは未定(R6 の派遣は修了している) ・市は指導者を1部活動に 2 人ずつ程度配置し、年間 55 日間実施予定。 その際の予算総額は約 2,700 万円(1h2, 000円)を見積もる。	勤務時間で終われるよう 名活動に変えていく予定	現場の教職員への周知を夏休みから開始、 現状の把握や、問題点などの洗い出し中。
小 牧 市	東部地区の中学校3校で、土日の休日に合同部活動として、一緒に活動をしている。種目ごとで、活動場所を3校に振り分け行っている。 今後は、これを市全体へ広げていくことを進めている。	現状どおり	・近いとはいえ、生徒の移動の安全確保を心配している。 ・活動を欠席する場合の連絡方法に苦慮している。
あ ま 市	R10 年度から学校部活動としての土日の活動は行わない。 R7年度より柔道部で、部活動指導員として地域の柔道会と連携 R7年9月より1月あたり1000円の保護者負担	従来通り 勤務時間内で終えている 学校もある。	講師探しがうまくいっていない。 退職した校長が部活動地域展開の委員になり、クラブチームに足を運んでいる。
津 島 市	R10 年度から学校部活動としての土日の活動は行わない。	勤務時間内で部活動を終えている学校もある。	休日の部活動指導員を募集したい。
弥 富 市	R9年度9月から学校部活動としての土日の活動は行わない。 種目によっては、市内2校が拠点校部活動を実施している。	拠点校部活動実施	

	休 日 の 活 動	平日の活動	課 題
愛西市	R10 年度から学校部活動としての土日の活動は行わない。 R7年度は各校1～2名の指導員が教員とともに指導に当たっている。いずれ、部活動指導員に移行していく方向。 担当は学校教育課	勤務時間内で部活動を終えている学校もある。	
大治町	R6年度途中から月1回部活動指導員による活動を無料で始めた。R7年度も月1回(ただし500円)部活動指導員による活動を継続し、残り月3回は教員の今まで通りの部活動。 将来的には完全に移行したいが、時期は未定。 担当はスポーツ課	これまで通り	R7から有料にしたところ、参加生徒は減った。
蟹江町	R9年9月から学校部活動としての土日の活動は行わない。 生涯学習課社会体育担当 R7年9月から、剣道は実証事業として、月2回の土日を地域クラブとして活動 R7年9月から、土日に限り、バレー男子、バスケット女子は、拠点校部活動を実施予定 (＊蟹江北中学校に無い(無くなる)部活動)	勤務時間内での活動拠点 校部活動検討中 R9年8月まで従来通り	部活動指導員の募集中 R9年8月までに、部活動指導員の確保ができるか。
飛島村	R6年9月より、リーフラスによる活動。ただし、大会等は教員も引率、監督。平日の様子を伝えたり、反対に休日の様子を聞いたりリーフラスと連絡を取り合って指導にあたっている。(窓口教頭)	これまで通り R8年度からは、勤務時間内で	専門的な指導を受けるため親の要望が高くなる(試合をしたい等)が、年間の予算枠があるため容易に応えられない。
高浜市	現段階で一つ一つの部活動の存続が難しい状況ではないので、合同部活動や拠点校部活動を実施することを考えていない。	日課を工夫し、17 時までの活動時間の確保をしている。	2025 年度は特殊勤務手当が据え置きのため、無理には進めない。

	休 日 の 活 動	平日の活動	課 題
安 城 市	R7年度 ・10 月から月 1 回土曜日の活動のみ(中小体連主催の大会は例外) ・祝日は活動可 ・部活動以外は地域クラブ、地域移行部活動、安城市日曜教室で活動 →地域移行部活動に、学校施設を土曜日の午後と日曜日に、優先的に貸与している。 R8年度 ・夏の大会までは学校単位で開催。4 月から夏の大会までに 3 回まで土曜日の活動可。(祝日は活動可) ・夏の大会以降(新人戦から)は地域移行部活動の大会となる。 →地域クラブは参加できない。	安城市のガイドラインに沿って活動 R7年度 最大 90 分まで R8年度 市担当部局と校長会で協議中	・受け皿となるスポーツ団体や指導員を募集。地域人材の発掘。 ・R8年度秋の大会(新人戦)からの大会運営について、各競技団体と協議中 ・休日部活動廃止後の、道具、楽器、ユニホーム等の活用方法を検討中 ・校舎内の施設の利用について検討中
豊 田 市	R8年度9月から地域展開予定 ・土日どちらか1日3時間程度まで。大会等で両日行う場合は代替日を設ける。 ・長期休業中は土日を含めて週に5日まで各3時間程度まで。 ・11 月から1月は日没が早いため、平日の個別の活動は行わない。代わりに子どもの負担を考慮しつつ、土日両日の活動(各3時間程度まで)も可とする。	従来通り 16 時から 17 時までを基本に、1時間程度。 (勤務時間内で終えている学校もある) ・技術指導者のほかに活動を見守る有償のボランティア(補助員)を募り、従来通りの活動ができるよう進めている。	R8年度新人大会については検討中 教員との関わりについても検討中 ・会計年度任用職員によるコーディネーターを各校1名ずつ配置。加えて、有償ボランティアでのコーディネーターの増員。 ・地域指導者(技術指導者・補助員)を全体で 1,200 人を目標としている。とりわけ平日の活動を支える地域指導者の補充が急務。 ・大会運営のあり方 ・地域指導者への研修内容および方法
碧 南 市	R7年 碧南市として合同部活動を進める。 まずはモデルチームとして、サッカー部を5校→3チームとする。 R11 年までに全種目合同部活動を設立目指す。	明記なし	碧南市は小さな市のため、受け皿が少ない。部活動地域展開がどう転んでもよい状態で見守っていく。

	休 日 の 活 動	平日の活動	課 題
西 尾 市	R7年 これまでどおり部活動顧問や部活動指導員が指導。 西尾市地域クラブ運営本部(仮)を西尾市スポーツ協会及び文化協会を中心に設立し、受け入れ体制を整える。 R8年に R10 年度に改定される学習指導要領の事前情報をもとに、「部活動」の取り上げ方を注視し、平日の部活動についての方向性を修正する。	明記なし	
知 立 市	R8年夏大以降は合同部活動か継続的に合同練習 R7年夏大まで 大会前特別練習(土日連続練習)は行わない。 大会が日曜日に行われる場合は、校長が認めれば、土曜日の練習も可 R7の夏大以降 原則土曜日 合同練習、練習試合は日曜日でも可 月2回は土日完全休業日 弓道部、陸上部、ソフトボール部、野球部、剣道部、卓球部は合同で活動	週2日休養日(月木休み) 下校完了時間は定めていないが、徐々に平日の活動時間は短くなっている。 (一番部活の指導が長い学校【夏季】で17:15まで)	・地域で元々活動しているクラブが少なく、運動部・文化部共に受け皿がない。 ・兼職兼業を希望する教員、指導員に対する謝礼や地域クラブの予算確保。 ・知立市が進めている合同部活動の運用の研究。 ・指導員への研修制度の構築
み よ し 地区	R6年 みよしクラブ活動開始 R6年と7年は、R8年の休日の地域移行に向けての準備期間として、顧問とクラブ指導者、クラブ協力者が連携してそれぞれの立場で改善点を出し合う。	週 3 日(火水金)、授業後に活動している。 R7より、市内中学校で最終活動時刻と最終下校時刻を統一した。 (活動は17時15分までとし、17時30分下校とする)	【R8からの休日の地域移行に向けて】 ・教員がいないと部活動経営ができない。 (クラブ指導者は、技能面での指導には長けているが、生活指導などの生徒指導や保護者からの要望への対応等は苦手としている) ・教員の兼職兼業について(みよしクラブの活動指針から) 時間外事項時間と地域クラブ活動の指導時間の合計が単月 100 時間未満、複数月平均 80 時間以内とならないことが見込まれる場合には、兼職兼業の許可を出さない。 ・教員とクラブ指導者との手当の差について(みよしクラブの活動指針から) 教員は特

	休 日 の 活 動	平日の活動	課 題
			殊勤務手当(3時間以上の従事で 2,700 円)で対応し、クラブ指導者は時給 1,600 円(交通費込、上限 4 時間 6,400 円)で対応することになると、教員は気持ちよく休日の部活動指導ができない。 ・学校の部活動(平日)とみよしクラブ(休日)とで違う種目に登録している生徒への対応について、教員が経験したことのない種目の顧問を務め、指導することに対して、十分な指導ができるかどうか不安を抱いている教員が多い。
幸 田 町	R7年 部活指導員の増員 26 名から 36 名へ 新チーム発足後(夏休み以降)、剣道部による休日合同部活動の実施 R8年 参加人数を鑑みながら休日合同部活動の増加 休日の部活動は、原則土曜日実施。日曜日は地域に開放。	R8 平日の部活動は勤務時間内に	
蒲 郡 市	R8年を目標に平日部活動にシフト 移行期間の休日の活動は、原則月2回、第1・3土曜日のみとする。 休日及び、長期休業中の平日は3時間程度。 長期休業中の土日は実施しない。 生徒の活動場所の確保に向けて、協会等と話し合い中。	原則週4回、活動を2時間程度とし、下校時間を遵守する。	
新 城 市	R7～R9 夏まで シスタースクール制による部活動 月に2回、3時間程度の活動を行うことができる。 近隣の2校が姉妹校として、拠点校へ移動して活動を行う。 合同で活動する部活動は、チーム型スポーツ及び吹奏楽。 人数不足により十分な活動ができない場合は合同で活動している。 拠点校への移動については、公共交通機関を使うか、保護者の送迎。	R7 以降 シスタースクール制による部活動 平日は週2回、5時間授業として、1～2時間程度の活動を行う。 4月～10月、2月中旬～3	移動手段の確保が課題である。 生徒数の減少により、2校で合同チームを組んでも、十分な人数を確保できない場合がある。さらに複数校での合同チームとすると移動手段の確保、活動時間の確保がなくなる。

	休 日 の 活 動	平日の活動	課 題
	公共交通機関を使った場合は、全額、市が補助する。 指導者は、拠点校の顧問が行う。移動する学校の教員も引率する。 R9.9～ 新城クラブ(仮称) ※現在、検討中 休日の学校部活動は廃止の方向で検討。 子どもを含む市民が地域でスポーツ、文化芸術活動に親しめる機会とする。 様々な教室や講座を開催し、参加したい市民が参加する。 活動場所への移動は、保護者の責任において行ってもらう。 教室や講座の講師は、スポーツ、文化団体や市民に依頼する。	月が活動期間。11月～2月上旬は平日オフシーズン。 近隣の2校が姉妹校として、拠点校へ移動して活動を行う。 合同で活動する部活動は、チーム型スポーツ及び吹奏楽。 人数不足により十分な活動ができない場合は合同で活動している。 拠点校への移動については、公共交通機関、スクールバスを活用。費用は全額、市が補助。 指導者は、拠点校の顧問が行う。移動する学校の教員も引率する。 今後も平日はシスタースクール制による部活動を継続していくが、生徒数の減少、教員数の減少を考えると、種目数を減らすことも検討していく。	吹奏楽については、人数が少ないため合同で活動したいが、楽器の移動、保管の問題が出てくる。合同の活動は思うように進んでいかない。 新城クラブ(仮称)では、講師への報償費、保険料など、活動のための予算の確保が難しい。 指導者の確保が難しい。

	休 日 の 活 動	平日の活動	課 題
田 原 市	R7年 部活動として参加しない。 6月と9月は安全に大会へ参加できるよう、月に3日位内で休日の活動を行う。吹奏楽部はコンクールに合わせて実施。 クラブはできているが、バックアップ体制がまだの状態。組織や人員確保や予算取り等ができていない。	週3日以内 1時間 30 分まで 長期休業中の土日は活動しない。	
北 設 楽	設楽町、東栄町、豊根村 学校単位で外部指導者を募集。 郡校長会において、今度の地域移行の具体を検討し、各町村教委に提案予定。 R7年度は設楽中と豊根中が剣道の合同チームで参加する。今後も学校間連携による大会参加が想定される。	週 3 日以内 日課を工夫し終了時刻を繰り上げている学校もある。	次期学指導要領の部活の扱いを注視 町村によって、学校外の人材確保に差があることから、北設楽郡で一律の方針決定が困難な状況と思われる。
東 海 市	R7年度9月より土日の活動は行わない。 運動系は、スポーツクラブ東海(総合型地域スポーツクラブ)が担い、文化系は吹奏楽のみとし、「東海市吹奏楽地域クラブ」を立ち上げ、(株)エイジェックに運営委託する。 運営費用は、運動系は市の補助金と参加費(競技により異なるが月 2,000 円前後)、吹奏楽は運営委託費(参加費は月 2,000 円徴収するが、(株)エイジェックの収入にはならず、市の歳入とする)となっている。 教員が指導者を希望する場合は、スポーツ活動は一般の方と同様に、原則、東海市指導者バンクに登録する。指導者報償費は1回 3,000 円で、教員が指導に携わる場合は、兼職・兼業扱いとする。吹奏楽地域クラブでの指導を希望する教員は、(株)エイジェックと契約し、1時間 5,000 円程度の指導者報償費で、兼職・兼業扱いとなる。	R7 年度 週3日以内 16:45 までに下校完了 ※運動系は中小体の大会、吹奏楽は夏の知多地区大会とその上位大会のみの参加。 ※今後は平日の活動も地域展開することを見据えている。	運動系の指導者の確保が難しい。現状は、スポーツクラブ東海競技部に所属している方と、東海市スポーツ指導者バンクに登録をした人が指導を担うことになっており、指導するに当たってはスポーツクラブ東海が行う指導者研修会を受講していることが要件となっている。 吹奏楽についても、(株)エイジェックには生徒指導等に関する研修を指導者に行うことを、仕様の一つとしている。
大 府 市	令和7年8月より土日の活動は行わない。 平日の学校部活動は残し、休日は「おおぶ地域クラブ」として NPO 法人 TRILL(トゥリル)と業務契約を結び、運営を任せる。これまでの学校部活動を母体として地域クラブへと展開するため、これまで学校部活動で出場していた大会の多くには地域クラブとして参加をするが、中小体の大会とその上位大会	活動日数・時間等に関する市のガイドラインは作成していないが国のガイドラインに沿った活動日数・時間	一部のクラブで指導者確保が難しい。 運営面の細かなルールを調整しているが、クラブ毎に細かなルールが多くあり、一律のルール決めが難しい。地域クラブ開始後は、平日の部活動と土日の地域クラブの指導者

	休日の活動	平日の活動	課題
	については学校部活動として参加をする。 参加費は月 2,000 円、年間保険料 800 円を徴収するが、就学援助世帯は参加費免除とする。 指導者へ支払う指導料は、1時間あたりメイン指導者 1,800 円、サブ指導者 1,600 円、サポーター1,300 円としており、通常の練習等は1回 3 時間、大会等の引率の場合は6時間分での支払いを予定している。なお、教員が指導に携わる場合は、兼職・兼業扱いとする。	を基本として各校で定めている。R7年度中に地域クラブの運用も含めた市のガイドラインを作成する。	間の連携が重要になってくる。例えば、競技ごとの選手登録の方法を学校から地域指導者に引き継いでいく必要がある。
半田市	令和6年9月より土日の部活動は行わない。 運動系は市スポーツ課と総合型地域スポーツクラブが、文化系は生涯学習課と文化協会が連携して運営を担う。また、休日の活動として、ボランティア活動等、部活動にはなかった活動を関係各課・団体がそれぞれで普及促進を図る。運営費用は、既存の登録団体に対しては新規入団生徒に係る費用に対して9割の補助をする。R6～8年度に市が活動補助金として、新規で活動を始める団体に対しては活動費の9割を補助するが、2年目以降は補助対象を新規入団者にかかる費用に限る。R9年度以降は、自主運営できるように目指す。 指導報償費は、各スポーツクラブが設定した金額(1時間あたり 1,500～1,700 円)。指導に携わっている教員は、各スポーツクラブに指導者登録して報償費を受け取って参加をするか、ボランティアとして参加をするかの2パターンで従事している。前者の場合は、兼職・兼業扱いとする。	R7 年度活動日数の縛りは各校で設定している。 16:45 までが3/5 校 17:00 までが2/5 校 ※市のガイドラインでは17:00 までが可能となっているが、各校で時間を設定している。 ※運動系は中小体の大会、吹奏楽は夏の知多地区大会、NHK 全国学校音楽コンクールとそれらの上位大会のみの参加。	地域クラブが参加を認められていない大会が多く、出場機会が減ってしまったことで、地域クラブの指導者からの苦情が多数ある。
知多市	令和7年9月以降は、休日の部活動を行わない。 休日に顧問の引率の下、学校名で出場が可能な大会等は、「知多地方中学校体育大会及び吹奏楽コンクール知多地区大会(上位大会含む)」とする。 教職員が地域クラブを立ち上げたり、指導者として参加したりする場合は、市の地域クラブ運営のルールが適用される。教員が指導に携わる場合は、兼職・兼業扱いとする。	原則週3日(火・水・金)の活動で、17:00までに下校する。 保護者・生徒に「令和 8 年度までは実施するが、9年度以降の活動は未定」とアナウンス済。9年度以降の活動は知多地方体育大会	働き方改革や顧問の確保の難しさ等から、平日の活動についても学校で実施する期限を決めて地域に移行したいと考えている。しかし、地域の受け皿の確保や地域展開に向けた整備がニーズに対して十分とは言えない現状がある

	休日の活動	平日の活動	課題
		の動向等を踏まえ、対応を検討する。	
常滑市	令和8年9月から休日の部活動は行わない。 調整は、市教育委員会生涯学習スポーツ課が担当している。令和5年度より、地域で受け入れ可能な部活動から、順次、地域移行の試行が始まっている。 (R5)サッカー、剣道、吹奏楽 (R6)卓球、柔道 (R7)ソフトテニス 以下、常滑市中学校部活動・地域移行のあり方検討委員会にて検討されている「常滑市地域クラブ」(案)について ・月2回程度中学生の受け入れが可能 ・参加費 3,000 円以下 保険に加入 ・以下の①～③のいずれかを満たし、市教委の審査を受け、登録された団体 ① 市体育協会に所属する団体 ② 市文化協会に所属する団体 ③ ①②以外で中学生の指導体制等が整っている団体 ・指導報償費については検討中	R7 年度 平日3日2時間以内 朝部なし 16:45 までに下校完了 休日1日3時間以内 各種大会等(中小体の大会及びその上位大会以外)には令和8年8月末まで学校部活動として出場	・指導者および受け入れ団体の確保が難しい。 (現在ある部活動の種目すべてが地域クラブでも活動できる見通しは立っていない。)
阿久比町	休日の学校単位の活動については、原則、令和8年9月末をもって廃止する。 令和8年9月を待たずに地域展開の場が整備できた種目から、順次、移行したい。 令和5年9月に、有限会社プレジャー企画へ業務委託し、11月にバドミントン部の活動を開始(指導者の要望により顧問である教員がいる中での指導)。令和7年4月に柔道部(指導者2名)と新体操部(指導者1名)の活動を開始。 生徒の参加費は徴収せず、年間保険料のみ徴収。 指導報償費は1時間 1,600円、時間と回数に上限ありとしているが、指導時間数は大幅に超過傾向にある(予算の範囲内で支給)。教員が指導に携わる場合は、令和7年度から兼職・兼業扱いとする(有償の場合)。	令和8年9月末以後も、ガイドライン(平日週3日、授業後から最終下校時刻まで(最長17:00))に沿って活動する。 地域展開の場が整備できた種目から、順次、へ移行したい。	・運動系・文科系ともに指導者の確保が難しい。 ・文科系(吹奏楽・合唱)の活動場所の確保が難しい。仮に、学校を活動場所とすると、施設管理の問題を解決する必要がある。 ・運営面での細かなルール(活動場所・時間、参加費等)決めが進んでいない。 ・参加費について、受益者負担の考え方の周知が進んでいない。
東浦町	【学校の部活動】 ①令和6年度8月から令和7年度7月まで 土日祝日は原則活動しない。但し、知多地方レベルの大会(〇〇近郊含む)には参加することができる。大会に参加する1週間前の土日でも練習することができる。 ②令和7年度8月以降	【学校の部活動】 週3日 教員の勤務時間内2校 17:15まで1校	・種目ごとの登録の違い(大会に出場することを考えると整理が必要) ・大会出場を目指している生徒の活動の場。1年間土日の活動(練習試合・大会参加)をしないで中体連の夏の大会・夏のコンクールのみに出場することは体力面・技術

	休 日 の 活 動	平日の活動	課 題
	土日祝日は活動しない。 ③夏の大会・コンクールへの参加について(平日も含まれますが…) 令和 8 年度までの夏の大会・コンクールには部活動として参加する。 令和 9 年度以降はひがしうら地域クラブから出られるように学校から要望中。 令和9年度以降は、部活動として参加しない学校が1／3校、2／3校は検討中。 【ひがしうら地域クラブ(運営主体 東浦町)】 ①活動は週 1 日 ②会費は月額 1,000 円(就学援助費受給認定書(減額)) ③保険は、町負担でふれあい保険加入 ④指導者 登録制(指導者養成講習会受講義務 有) 時給 1,600 円 ⑤町内で勤務している教員の指導者登録は認めない		面において難しいと考えている。 ・ひがしうら地域クラブは学校部活動とは全く違う組織として立ち上げているため、学校部活動の地域展開(連携)については、施設物品に限って行い、今後の活動の方針や方向性については未定。 ・学校の平日の部活動をどのようなスタンスで行っていくかを検討中。学校としては地域クラブからの要望があれば連携をすることも考えられるが、まだそのような話し合いはないのが現状。 ・ひがしうら地域クラブの月額 1,000 円の会費は値上げも含めて検討中である。 ・平日の地域クラブ活動については実施するかどうかは未定。ただし、現時点でも必要に応じて、平日に開催することもある。
武 豊 町	令和7年9月より土日祝日の活動は行わない。 「地域クラブ活動協議会」を立ち上げ、各種登録団体の既存の活動に生徒が参加をする参加型の地域展開を進めている。 現在17団体が登録をしており、運営上の問題に関する情報共有や、地域クラブに関する広報活動の強化、武豊中学校の施設開放に向けた整備を検討・推進している。 中小体連の大会は、当面は学校単位で参加する予定であるが、条件が整えば、地域クラブとして選手登録し、出場することもできる。 参加費は受益者負担。種目によって異なるが、運動系が月2,000円程度、文化系が月 3,000 円程度である。就学援助世帯へ月1,000円補助する。 各団体での運営を基本とするため、事務局から指導報償費・施設使用料などは支給せず、各団体が設定する会費の中で捻出する。 教員が指導に携わる場合は、兼職・兼業扱いとする。ただし、報償費が実費相当の場合、ボランティアとして、兼職・兼業の届けは不要となっている。	活動日数・時間等は、各校で決めている。 中小体連の大会、吹奏楽の知多地区大会は学校単位で参加予定である。	生徒の希望に対応するために、多様な種目の受け皿の整備が必要。 平日の地域展開に向けては、今後の検討が必要である。 地域クラブが出場できる大会の情報がつかめない。大会の情報を、事務局から一括して、各団体へ情報提供をしたい。

	休 日 の 活 動	平日の活動	課 題
美 浜 町	美浜町教育員会生涯学習課より、今年度の町内全小中学校のPTA総会で、以下の内容を、リーフレット「美浜町中学校部活動改革」を使って保護者に周知した。 令和8年9月から休日の部活動は廃止する。 平日部活動は実施し、休日は地域の団体等(美浜町スポーツ協会、美浜町文化協会の加入団体、町内にある大学の所属の部活や大学公認のサークル、高校所属の部活、一般社団法人美浜スポーツクラブ、町もしくは教育委員会から事業を受けた団体等)が指導者となり、地域で活動できる場を提供する予定。	R8年9月以降は、平日に行われる部活動は「知多地方体育大会」「吹奏楽コンクール知多地区大会」の出場を目指す。また、長期休業中の平日等に他校との練習試合や発表会等の参加は可能。	中学校に既存する部活動の種目は、休日にも活動できるように、各種団体と調整している段階である。
南 知 多 町	令和8年度の夏の大会以降は土日の活動は行わない。 部活動の受け皿となる地域クラブの立ち上げにあたり、①教育委員会が独自に地域クラブを認定し「公認地域クラブ」を設立する事業と、②指導者の質と量を確保するため地域の人材を「外部指導者」として部活動に派遣する事業を並行して実施している。 ①受け皿となる「みなみちた公認地域クラブ」認定制度 受け皿となる地域クラブ設立に向け、町教育委員会が独自に地域クラブを認定する制度である。マルチスポーツ環境を整えるため、部活動種目の移行時期を待たずに令和7年4月より先行して実施しており、令和7年6月現在、11種目 22 クラブを認定している。 認定されたクラブには、「ア施設使用料を全額減免 イ活動費及び保険加入費を支給」しており、特典を求めてクラブ数が増加した。 また、会員募集のため各クラブの写真付きで紹介パンフレットを作成し、全児童生徒に1冊ずつ配布したところ、大幅に会員数が増加した。 教員が指導者になり、謝金が発生する場合は兼職兼業。 ②学校部活動への外部指導者派遣事業 令和6年 10 月より部活動に外部指導者の派遣を開始。令和7年6月現在7種目 22 名を派遣しており、学校部活動種目の指導者については概ね確保できている。指導謝金 1,600 円/h(1 回 3h まで)と交通費(自宅から会場までの距離(km)×37 円)を支給。(国の体制整備事業) 教員は派遣不可。	現在、活動日数・時間等は、各校に任せている。 令和8年度の夏の大会終了までは、部活動の内容(大会参加を含む)を変更しない。 今後は、休日に限らず、平日部活動の地域展開についても検討していく。	〔平日部活動と休日地域クラブのすみ分け〕 教員と地域クラブ指導者の連携や細かなルール決めが出来ていない。また、学校予算で対応していた費用をどうするか。 〔大会参加の方法〕 平日部活動または地域クラブのどちらで大会参加するか、種目ごとに決定する必要がある。 〔公認地域クラブの認定要件〕 営利を目的としないことを要件としているが、必要な謝金は受け取るべきと考えるため、どこかで線引きをする必要がある。

	休 日 の 活 動	平日の活動	課 題
豊 橋 市	R4年度より ・土曜日の活動は月2回まで活動することができる。3時間程度で活動を終えるようにする。 R7年度 9 月より ・土曜日、日曜日、祝日の部活動は実施しない。 ※大会等の参加を除き、土曜日の部活動は、年度に5回まで認める。 ・大会等の参加については、土曜日や日曜日の活動を認める。	R4年度より ・平日は、2日の休養日を設ける。活動は最大90分までとする。	将来的に想定される平日を含めた部活動の地域展開を見据え、地域クラブ等の設立、施設や指導者の確保、道具の使用ルールなど、スポーツや文化芸術活動が行える環境を市の関係部局やスポーツ協会、文化振興団体、総合型スポーツクラブなど関係団体が一体となって整備されることを期待する
刈 谷 市	R6年 10 月より土日の活動は月 2 回に減少させた 部活動在り方検討会で今後の方針を検討している 専門的な指導が受けられることと、教師の指導負担軽減を目的とする部活動 外部指導者の予算増額 → R6より 15 名増え、47 名が指導中 休日の活動が月2回に減った分を、保護者がクラブ化して補う部が徐々に現れてきた。	週日3日活動可 公式大会が近い場合のみ 校長に延刻願を提出し活動可としている	冬季は平日も練習がなく、土日も2回の縛りがあり、運動不足による怪我や体力の低下が心配。 音楽系の部活動の練習不足が顕著 もっとやりたい教員とそうでない教員の差が顕著。 市内大会を減らしたり、出場大会をより精選したりする必要があるのではないか。
岡 崎 市	R6年夏 ソフトボール、ハンドボール、柔道が地域移行 R7年夏 その他全ての競技が地域移行(市内 20 校を 8 ブロックに分けて活動) 平日は 2 日 土日はどちらか 1 日(3 時間)の活動を基本。 休日と長期休業中は拠点校で活動。	平日は移動方法が整えば 拠点校で活動 移動が難しい場合は自校が拠点校となっている部活動での活動が可。	文化部も地域移行を進めていくが、楽器等の運搬や置き場、修理費用が課題

	休 日 の 活 動	平日の活動	課 題
豊川市	R7 年 休日は月 4 回 R8年 夏大までは休日4回 夏大後は休日月2回 R9年 総合大会後に休日の活動なし	明記なし	R7に作業部会を立ち上げ検討

令和7年10月7日

三河小中学校長会 役員・理事会・常任委員会報告

令和7年度 調査研究活動の経過報告

教育課題特別委員会

1 調査研究主題

全ての子どもたちの可能性を引き出す

個別最適な学びを保障できる学校組織づくりのための調査研究

2 調査研究項目と調査報告書例

(1) 授業における「個別最適な学びを保障する」ための具体的な学習方法

ア「ICT機器活用による学習」の取組について

イ「興味関心に応じた課題学習」の取組について

ウ「習熟度別に行う学習」の取組について

エ「補充的・発展的な学習」の取組について

オ「繰り返し学習」の取組について

(2) 「個別最適な学びを保障する」授業のための教員育成の取組

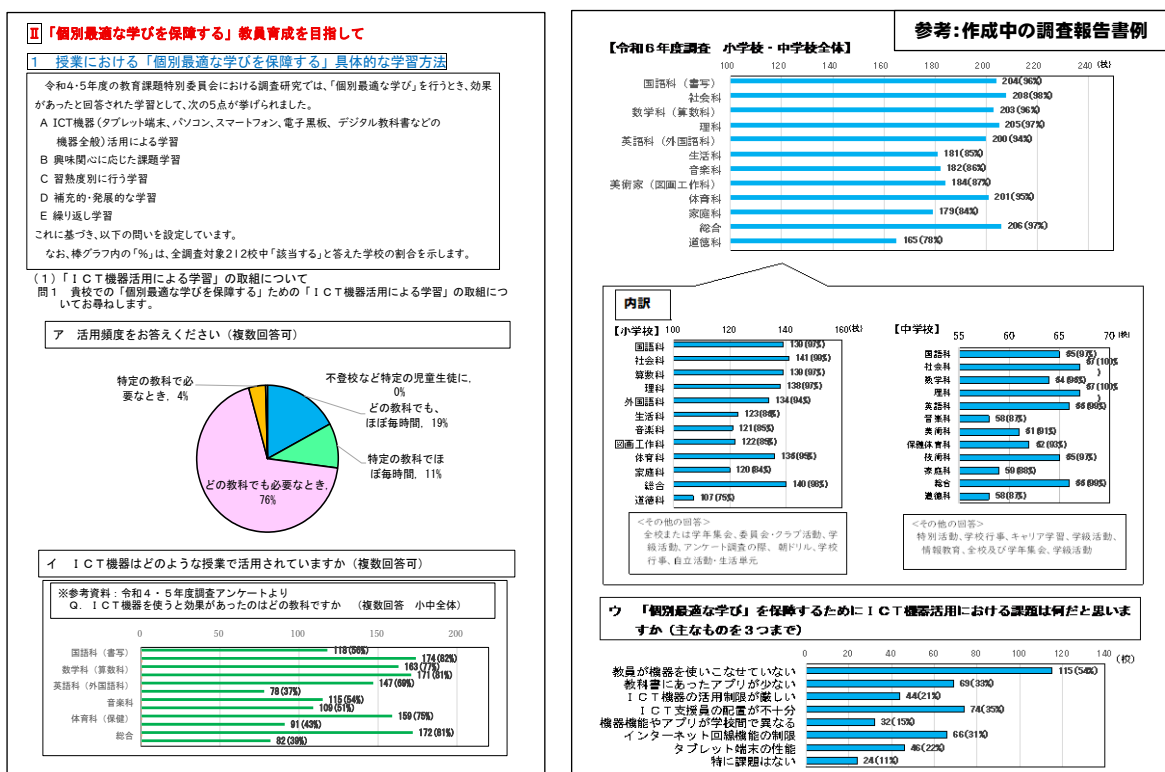
ア 教員の授業力向上のための取組について

イ「個別最適な学びを保障する」教員を育成するための取組について

(3) 学校組織づくりの手だてと実践方法

ア「個別最適な学びを保障する」教員を育成するための学校組織について

(4) 「個別最適な学びを保障する」授業実践と教員を育成する取組事例（4校紹介）



3 今後の調査研究計画

月	調 査 研 究 計 画	調 査 研 究 内 容
8 月 ┌ 9 月	各委員での分析活動 臨時委員会	・メールでの原稿修正案等の意見交換 ・原稿形式等の調整 ・表記の文字について確認
10月	第4回委員会（10月21日）	・原稿の最終確認 ・印刷業者への依頼
11月 ┌ 12月	第5回委員会（11月11日）	・印刷業者からの第1稿確認 ・教育関係機関への送付計画 ・印刷業者からの第2稿確認 ・印刷依頼
1月	第6回委員会（1月27日）	・冊子配付 ・年度末反省 ・次年度の方向性検討